

## 政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性（案）

検討事項	現行の取扱い	指針頁	方向性	改正
<b>1 支出伝票等の事前確認</b> (1) ホームページ公開に向けて、支出伝票等の事前確認を指針等に位置付けて制度化し、事務局職員の業務の平準化を図る。	会派・議員と議会局間の協力のもとに、非公式（任意）に実施している。	—	事前確認について、指針等に位置付けて制度化する。まずは、令和3年度に新たなしくみの事前確認を試行する。	指針
<b>2 議長提出する書類の様式変更</b> (1) 現行、議長提出している「政務活動費(県外・国外)支出票」の記載内容の充実	<記載項目> 1 参加議員 2 目的 3 期間 4 実施場所並びに日程	40	「政務活動費(県内・国外)支出票」の記載内容を充実させる。	指針
<b>3 政務活動費の指針について</b> (1) 基本的な考え方について				
ア 政務活動と他の活動が混在する場合の按分割合の考え方や基準を作成して明記する。	按分割合は、会派及び議員の活動実態によって異なることから、一律にその割合を示すことは困難であるため、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がそれぞれの責任において、当該会派及び議員の活動の実態に応じ、次の按分方法(例)を参考にしながら、合理的な按分を行うものとする。	4		指針
	按分方法(例) $\frac{\text{政務活動(A)}}{\text{政務活動(A)+政党活動・選挙活動・後援会活動(B)}}$			
イ 監査や裁判などで不正支出と認められたものについて、政務活動費の支出が交付額を超えている場合であっても、不正と認められた額は返還することとする。	会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残額がある場合には、当該残額に相当する額を翌年度の5月31日までに返還しなければならない。(条例第14条 政務活動費の返還)	—		条例
(2) 全ての経費に共通する運用指針				
ア 領収書の宛名が会派名の場合で、議員個人や複数議員が共通して支出したものは、該当議員名を支出伝票の備考欄に記載することとする。	領収書のあて名として、「会派名」、「議員名」、「〇〇議員事務所」などが記載されていること。ただし、慣例的にあて名が記載されずに発行される鉄道切符の領収書、郵便局の領収書、会合参加のための会費等の領収書などについては、この限りでない。	6	現行どおりの取扱いとする。	指針
(3) 複数の経費に関連する運用指針				
ア アルコールを伴う会合については、政務活動費への充当をしないこととする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動を目的として開催又は参加する会議や会合等と一体性・必然性があり、飲食の場所、内容等が社会通念上妥当なものである場合に限り、当該飲食費に政務活動費を充当することができる。</li> <li>・会派単位及び他会派との会議に要する飲食費に政務活動費を充当することはできない。</li> <li>・政務活動の場所として不適切な場所(スナック、バー、クラブ、カラオケボックス等)における飲食費に政務活動費を充当することはできない。</li> <li>・飲食を主たる目的として参加する会合や、政治資金パーティ、個人的な祝賀会等の会費等には、政務活動費を充当することはできない。</li> </ul>	10, 15, 17, 20, 25		指針

検討事項	現行の取扱い	指針頁	方向性	改正	
イ 車両のリース料の政務活動費への充当を原則廃止とする。	車両のリース料に政務活動費を充当する場合は、次のことに留意する。 ・車種が社会通念上妥当なものであること。 ・議員1人当たり1台とし、充当限度額は年間80万円とする。 ・車両の維持管理に係る費用(諸税、登録諸費用、修理費、保険料、車検代、オイル・バッテリー交換代、洗車代等)に政務活動費を充当することはできない。 ・リース期間満了後やリース期間途中の所有権移転は、資産形成につながるため、できない。 ・車両の使用目的に応じ、リース料を適切に按分する。また、政務活動費を充当できない車両の維持管理等がリース料に一体として含まれていて分離できない場合も適切に按分する。 ・「車両リース台帳」(別記第2号様式)を当該年度の最初のリース料の支出に係る支出伝票等に添付する。また、「車両リース台帳」の記載事項に変更が生じた場合は、改めて当該台帳を作成の上、支出伝票等に添付する。	12, 32	現行どおりの取扱いとする。	指針	
ウ 広報・広聴費や事務所費などについて、それぞれの項目の按分率の考え方、基準などを明記する。(再掲)	按分割合は、会派及び議員の活動実態によって異なることから、一律にその割合を示すことは困難であるため、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がそれぞれの責任において、当該会派及び議員の活動の実態に応じ、次の按分方法(例)を参考にしながら、合理的な按分を行うものとする。(再掲)	4			指針
(4) 各経費別の運用指針 ア 「会合参加費」を用途基準から削除し、「調査研究費」、「研修費」、「広報・広聴費」などの各用途基準に応じて計上するようにする。	条例第3条別表により、政務活動費は「会合参加費」、「調査研究費」、「研修費」を含む計11経費に充てることができる。	—			条例
(5) 書類の取扱い ア 会派及び議員での保存を義務付けている書類(視察報告書や広報広聴用の印刷物)の写しを議長提出書類とする。	会派及び議員が、保存すべき書類等は、収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する。	37, 38			指針

按分方法(例)

政務活動(A)

政務活動(A)+政党活動・選挙活動・後援会活動(B)